

平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社富士テクニカ宮津  
 代表者名 代表取締役社長 和久田 俊一  
 (JASDAQ・コード6476)  
 問合せ先 企画部長 高橋 一重  
 電話番号 055-977-0401

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### I. 定款変更の目的

- (1) 平成 27 年 3 月 24 日付けで A 種優先株式を消却したことに伴い、当社が発行している株式は普通株式のみとなり、今後、優先株式を発行する予定もないことから、A 種優先株式及び B 種優先株式に関する定めを全て削除するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 28 条第 2 項(取締役の責任免除)の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### II. 定款変更の内容

(下線部は変更点です。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 (省 略)	第 6 条 (現行どおり)
<u>2. 当会社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u>	(削 除)
<u>普通株式 2,900万株</u>	
<u>A 種優先株式 75万株</u>	
<u>B 種優先株式 230万株</u>	
<u>(A 種優先株式)</u>	(削 除)
第 6 条の 2 <u>A 種優先株式の内容は、別紙 1 のとおりとする。</u>	
<u>(B 種優先株式)</u>	(削 除)
第 6 条の 3 <u>B 種優先株式の内容は、別紙 2 のとおりとする。</u>	
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当会社の普通株式、 <u>A 種優先株式および B 種優先株式の単元株式数は、それぞれ 100 株とする。</u>	第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(種類株主総会)</p> <p><u>第18条の2 第14条、第16条ないし第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の種類株主総会決議に、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

別紙1 (本議案により全て削除致します。)

## A種優先株式の内容

### 1. A種優先期末配当金

(1) 当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）及びB種優先株式の株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。（以下「A種優先期末配当金」という。））の剰余金の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第2項に定めるA種優先中間配当金又は第3項に定めるA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とする。

#### (2) A種優先配当率

A種優先配当率 = 日本円TIBOR (12か月物) + 0.5%

なお、A種優先配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円TIBOR (12か月物)」とは、各事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとし、A種優先配当率決定日に日本円TIBOR (12か月物) が公表されていない場合は、これに代えて同日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会（BBA）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とする。

#### (3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の期末配当の額がA種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

#### (4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金を超えて配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

### 2. A種優先中間配当金

当社は、中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

### 3. A種優先臨時配当金

当社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者又はB種優先

株主若しくはB種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係るA種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ、365で除して得られる額（円未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。以下「A種優先臨時配当金」という。）を金銭により配当する。但し、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とする。

#### 4. 残余財産

##### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定めるA種優先株式1株当たりのA種経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

##### (2) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

##### (3) A種経過優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりのA種経過優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金又はA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### 5. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

#### 6. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

#### 7. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成23年12月15日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降平成26年12月15日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）までの間（以下「転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

##### (1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額を、下記(2)以下に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

##### (2) 当初取得価額

取得価額は、当初、400円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) A種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{（発行済普通株式の数-当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約

権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①又は②のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がある事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、本(e)の調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

## 8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) A種優先株主は、平成24年12月15日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当会社に対して、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」という。）、当会社は、A種優先株主が金銭対価取得請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（下記(2)において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、金銭を当該A種優先株主に対して交付するものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

### (2) 取得対価

金銭対価取得請求が行われた場合におけるA種優先株式1株当たりの取得対価は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、金銭対価取得請求日におけるA種優先株式1株当たりのA種経過優先配当金相当額（第4項(3)に準じて算定される。）を加えた金額とする。なお、「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、(i)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(ii)本項に基づき金銭対価取得請求が行われ又は第10項に基づき当会社取締役会において取得することを決議されたA種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

## 9. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、強制転換日における取得価額（第7項(3)に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

## 10. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、強制償還日における取得上限額（第8項(2)に準じて算定される。）を限度として、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得する場合は、当社が取得すべきA種優先株式は強制償還日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

### (2) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、強制償還日におけるA種優先株式1株当たりのA種経過優先配当金相当額（第4項(3)に準じて算定される。）を加えた金額とする。

## 11. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

別紙2（本議案により全て削除致します。）

## B種優先株式の内容

### 1. 剰余金の配当

B種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式1株につき普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

### 2. 残余財産

#### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定めるB種優先株式1株当たりの経過配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

#### (2) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

#### (3) 経過配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対する期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して中間配当金又は臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### 3. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

### 4. 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

### 5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、平成23年12月15日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、B種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式1株を取得するのと引換えに、普通株式1株を当該B種優先株主に対して交付するものとする。

### 6. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。



### Ⅲ. 日程

取締役会決議	平成27年5月26日
株主総会開催日	平成27年6月25日(予定)
効力発生日	平成27年6月25日(予定)

以上